

重過失免責

～損害保険関係の裁判例の検討

結 城 亮 太

第1 はじめに

損害保険の傷害保険普通保険約款では、昭和50年10月15日の改正により重過失免責が削除されたが、生命保険契約に付加される災害割増特約や傷害特約（以下「災害関係特約」という。）の約款には重過失免責が規定されていたため、かねてより、かかる不統一は保険消費者サイドから見て決して好ましいものではないと指摘されていた。また、自動車保険の人身傷害条項では、免責事由として「極めて重大な過失」が規定されていたため、「極めて」という文言及びそれを付加した趣旨等に照らし、「重大な過失」とは意義が異なるのではないか、その解釈をめぐり訴訟で争われ¹、学説上でも議論がなされてきた²。

周知のとおり、平成20年の保険法制定に伴い、損害保険の傷害保険普通保険約款にも免責事由として「重大な過失」が加えられ、自動車保険の人身傷害条項においても、「極めて」という文言が削除された「重大な過失」が免責事由とされるに至っている³。これにより、損保・生保間の傷害保険における免責事由の不統一は解消され、損保内においても免責事由の文言の統一が図られた。

そこで、本稿では、まず、民事上の重過失の意義に関する学説・判例、保険法上の免責事由たる重過失の意義に関する学説・判例の状況を概観した上で、保険法制定に伴う

¹ 「極めて重大な過失」による免責が争われた裁判例で、その概念に言及したもののうち、肯定例として、①大阪地判平成21年10月16日自保ジャ1812号8頁（深夜自動車が見通しの良い道路で時速60～70キロメートルで正面から擁壁に衝突）、②札幌地判平成23年1月19日自保ジャ1894号11頁（パトカーの追跡を高速度で逃れようとしたバイクが住宅地の丁字路で民家の塀に衝突）、③札幌高判平成23年9月30日自保ジャ1894号3頁（②の控訴審）、否定例として、④大阪高判平成14年12月26日判時1841号151頁（一旦停止した自動車がクリーブ現象で踏切に進入）、⑤福岡地判平成19年7月13日判時2005号83頁（仮免許取得者が運転する軽トラックの荷台に搭乗）、⑥さいたま地判平成19年7月20日（判例集未搭載）（過去に2度暴走族の仲間から暴行（犯罪被害危険担保特約））がある。その概念に言及しなかった裁判例のうち、肯定例として、⑦奈良地判平成14年4月2日判時1841号156頁（④の第一審）、⑧札幌地裁室蘭支判平成24年7月18日自保ジャ1886号（自動車が一時停止せずに遮断機が下りた踏切に進入）、否定例として、⑨名古屋地判平成16年1月30日自保ジャ1532号15頁（日没近く車両進入禁止の林道から自動車が崖下に転落）、⑩仙台地判平成18年11月9日自保ジャ1701号2頁（付保17日後に自動車がカーブを曲がり切れず路肩から転落）、⑪さいたま地判平成24年5月18日自保ジャ1888号174頁（弱雨の中、時速100km超で走行した自動車が右カーブで道路左の電柱に衝突）がある。

² 山野嘉朗「人身傷害補償保険における『極めて重大な過失』の意義」法律のひろば58巻9号64頁（2005）、甘利公人「人身傷害保険の犯罪被害事故危険担保特約における免責条項の解釈」法律のひろば61巻10号59頁（2008）、高島義行「自動車事故と重過失免責 人身傷害補償保険の免責事由『極めて重大な過失』について」判タ1269号61頁（2008）、高野真人「薬物摂取後の路上仰臥と極めて重大な過失による免責の可否」損害保険研究74巻1号281頁（2012）。なお、星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損害保険研究61巻1号121頁。

³ 三井住友海上火災保険株式会社では、2010（平成22）年1月に約款が改訂されている。

約款改訂後の人身傷害保険及び傷害保険の免責事由たる「重大な過失」が争われた裁判例を検討してみたい。

第2 重過失に関する学説・裁判例

1 民法上の重過失の意義

(1) 学説

ア 民法上の過失

(ア) 民法上、過失とは、なんらかの注意を怠ったことであるが、違法な結果の発生することを不注意によって認識しないことであり、違法な結果の発生を予見して防止すべき注意義務を怠ることであると定義される⁴。

学説によれば、過失とは、違法な結果の発生を予見すべきであるにもかかわらず不注意のためこれを予見しないという心理状態（内心の状態）であると定義されてきたのに対し、判例は一般に、過失とは、ある状況のもとでは一定の行為（作為または不作為）をなすべきであったのに、それをしなかったという一種の行為義務の違反であるという定義づけをしてきたといわれる⁵⁶。

(イ) 過失は、その前提とされる注意義務の性質によって、抽象的過失と具体的過失に分けられる。抽象的過失とは、当該の種類の行為について当該の職業・地位・立場等に属する通常人ないし合理人が払うことが期待される程度の注意（善良なる管理者の注意）を怠ったことをいい、具体的過失とは、具体的な行為者その人の注意能力を基準として当該人が平常自己の事務を処理するにあたって用いる程度の注意を欠くことをいう⁷。

イ 民法上の重過失

重過失とは、著しく注意を欠いた場合であり⁸、抽象的にいえば、一般人に要求される注意義務を著しく欠くことである⁹。重過失と軽過失との間には、故意と過失のように質的な相違があるわけではなく、量的な差があるにすぎないとされている¹⁰。

そして、重過失の判定基準としては、①故意の立証はできないが故意に準じて扱ってよいというほどの重いものと解する考え方と、②いわば故意と過失の間でかなり

⁴ 加藤一郎・不法行為〔増補版〕68頁（有斐閣，1974），幾代通＝徳本伸一・不法行為法38頁（有斐閣，1993）

⁵ 幾代＝徳本・前掲31～32頁

⁶ 今日のわが国では、意思緊張の欠如から行為義務の違反へという過失のパラダイム変換が生じており、『過失』とは、結果回避ないし防止義務に違反した行為であり、かつその前提として行為者に結果発生の予見可能性の存在ないし予見義務が要求されている行為として規定される」と定式化される考え方が多数の支持を得ていとされている（潮見佳男・不法行為法Ⅰ〔第2版〕273頁（信山社，2009））。

⁷ 加藤・前掲68頁，幾代＝徳本・前掲40頁

⁸ 加藤・前掲75頁

⁹ 幾代＝徳本・前掲184頁

¹⁰ 加藤・前掲75頁

軽いものまで入るという考え方がある¹¹¹²。

もっとも、実際問題としては、具体的事案のもとで前提となる「一般人に要求される注意義務」の程度をどの辺に押さえるかによって、重過失の存否の認定も左右されるので、現実の結論にはあまり違いはないであろうといわれている¹³。

(2) 民事法上の重過失に関する判例

ア 民事法上の重大な過失に関する最高裁判例としては、草葺屋根の付近で相当時間焚火し屋根に飛び火して、いわゆる失火責任が問われた事案に関する最判昭和32年7月9日民集11巻7号1203頁（以下「昭和32年最判」という。）がある。

昭和32年最判は、「失火ノ責任ニ関スル法律」但書における「重大ナル過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきである」と定義した。

イ 後掲の昭和57年最判の調査官解説は、この昭和32年最判を引用し、「判例は、従来から、『重大な過失』を『ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態』を指すものと解することで一致しており、判例上重大な過失の意義は確立されているといえる。」と述べている¹⁴¹⁵¹⁶¹⁷。

2 保険法上の重過失の意義

¹¹ 加藤・前掲 75 頁

¹² 潮見・前掲 307～308 頁は、重過失を故意に近似する形態として捉える立場は、故意の証明困難な場合にこれに代替するものとして位置づけるものであり、過失を故意と同様に心理状態として捉える考え方（主観的過失論）を基礎とし、「わずかな注意を尽くしさえすれば結果を予見できた」という点に核心を置くことになり、他方で、わが国の最近の民法学の主流をなす、重過失を故意と軽過失の中間形態と捉える立場は、重過失を「著しい注意義務違反」と理解する点に特徴があり、故意への近似性は必要とされず、客観的過失論と整合性を有するものであるとされる。

¹³ 幾代＝徳本・前掲 185 頁

¹⁴ 伊藤瑩子・最高裁判所判例解説民事篇昭和57年度636頁（法曹会）

¹⁵ 中西正明「生命保険契約の傷害特約及び災害割増特約の保険者免責事由にいう重過失の意義」判例評論 387 号 54 頁（1991。以下「中西・前掲判評」という。）も、昭和32年最判は、直接的には失火責任法にいう重過失の意義について判示したものであるが、民事法上の重過失の意義に関する判例の見解であるとみてよいとした上で、「故意とは結果の発生を意欲又は認容することをいい、これに対して過失とは取引上必要な注意を欠くことをいう。したがって、故意と過失とは別個の概念であり、重過失を『ほとんど故意に近い』というのは、一つの比喩的説明であり、判例の重過失の捉え方は一過失の中央で線を引き重過失・軽過失を区別する考え方と比べると一重過失を故意に近づけたものということもできると指摘する。

¹⁶ 潮見・前掲は、昭和32年最判は、重過失を故意に近似する形態として捉える立場を採用したものであると指摘した上で（同308頁）、下級審裁判例では、形式的には「故意に近い著しい注意欠如」という枠組みを用いながら、具体的な判断に際し故意との対比を試みて重大な過失の有無を判断したものはない。むしろ、行為義務自体が高められている場合、とりわけ業務上の注意義務違反がある場合に、その違反をもって重過失と判断する傾向にあると指摘する（同259頁）。

¹⁷ 戸出正夫「商法第六四一条所定の重過失の意義」石田満先生還暦記念論文集・商法・保険法の現代的課題 303 頁（文眞堂、1992）は、民事法それぞれに法の目的が異なり、同じ「重過失」といっても、その内容は異なっており、かかる検討を経た上で、それが同様の内容を示す概念定義となったとしても、それは区別されるべきであると批判する。

(1) 重過失免責の趣旨

ア 保険法17条1項及び80条の趣旨

(ア) 損害保険に関する保険法17条は、保険契約者・被保険者による事故招致につき、責任保険に関する特則（同条2項）が設けられた以外は、商法641条の規律を基本的に維持しているため¹⁸、同条1項第一文の立法趣旨も商法641条後段と同様であると考えられる¹⁹。

(イ) 傷害疾病定額保険に関する保険法80条のうち「重大な過失」については、後掲の昭和57年最判が生保の災害関係特約の免責事由たる「重大な過失」を商法641条の「重大ナル過失」と同趣旨のものと解すべき旨の判示をしていることから、傷害疾病保険契約についても、商法641条と同様の趣旨で免責事由として掲げたとされている²⁰。

イ 商法641条後段の趣旨

(ア) 公益説ないし信義則説

i 保険事故が保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失によって生じた場合に被保険者に保険金請求権ありとすることは、偶然の出来事によって事を決しようとする保険契約の射倖契約的性質にかんがみ、当事者に要求される信義誠実の原則に反すると認められ、また、保険事故の発生は国民経済的にも好ましからぬ結果を伴うものである場合が少なくないため、公益上の見地からも弊害を防止する必要があるからであるとする立場である²¹²²。

最高裁判例も、この立場に拠っているとされている²³。

ii この説に対しては、他人のためにする保険契約では保険金を得られない保険契約者が保険事故招致をしたときにも保険者免責となることの説明が難しい、重過失による保険事故招致に対して保険金を支払うことが直ちに信義則違反になるわけでは

¹⁸ 「保険法の見直しに関する中間試案」（平成19年8月8日法制審議会保険法部会決定）「同補足説明」（法務省民事局参事官室。以下「前掲補足説明」という）第2-3(9)・別冊商事法務321号67, 115頁

¹⁹ 竹濱修「損害保険における保険事故招致免責」中西正明先生喜寿記念論文集・保険法改正の論点（法律文化社, 2009。以下「竹濱・前掲論点」という。）179頁

²⁰ 前掲補足説明第4-3(4)（同81, 155頁）

²¹ 大森忠夫・保険法〔補訂版〕147頁（有斐閣, 1985）

²² 石田満・商法IV（保険法）〔改訂版〕194頁（青林書院, 1997）も、保険契約者または被保険者が悪意または重大な過失によって保険事故を招致することは社会的に容認されない行為であり、かつこの場合に保険者が損害の填補することは公序良俗違反となることに求められるとする。

²³ 最判平成5年3月30日民集47巻4号3262頁は、「一般に損害保険契約において本件免責条項のような免責約款が定められる趣旨、すなわち、故意によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは保険契約当事者間の信義則あるいは公序良俗に反するものである、という趣旨」とする。また、最判平成16年6月10日民集58巻5号1178頁も、「商法641条は、損害保険において、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大な過失により生じた損害については、保険者は、てん補責任を免れる旨を定めているが、その趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによるものと解される」とする。

ないし、まして公序良俗違反に反するわけでない等の批判がある²⁴。

(イ) 分析的に根拠づける立場

被保険者の故意の事故招致による損害について保険者の免責が認められるのは、自ら事故を生ぜしめてそれにより保険金を受領することを認めるのは公序良俗に違反することになるためであり、保険契約者の故意の事故招致については、右のほか、契約当事者として保険者に対する信義則違反ともなるためである。保険契約者または被保険者の重大な過失によって生じた保険事故による損害につき保険者の免責が認められるのは、一般に、故意の立証が困難なため、重過失を立証することによって、實際上、故意をとられるためのものであるとする立場である²⁵²⁶。

(ウ) 危険除外説

保険契約者・被保険者の故意・重過失の事故を保障対象とすると、事故発生率が増加し、保険金の支払額が増えることになるが、かかる著しく高度な危険について保険者は通常の保険料で引き受けをしないし、保険契約者も高い保険料を支払ってまで保護を欲しないから、一般にこれを除外したものであるとする立場である²⁷。

この見解は、重過失によって生じた損害をも保険者に填補されるとすれば、保険者に「危険ノ測定上違算」を生ぜしめることになるという立法者の見解にも合致するとする²⁸。

(2) 保険法 17 条及び 80 条の任意規定性

ア 保険法 17 条及び 80 条

保険法では、保険者の免責の規定を任意規定としている。これは、保険契約においてどのような事由を免責事由とするかは、個々の商品性にかかわる問題であり、これを一律に法定してしまうと、損害保険契約の内容が硬直化してしまし、ひいては保険契約者による商品選択の自由が奪われてしまうからであると説明されている²⁹³⁰。

²⁴ 竹濱修「火災保険における被保険者の保険事故招致」民商法雑誌 114 巻 4・5 号（1996。以下「竹濱・前掲民商」という。）674 頁

²⁵ 田辺康平・現代保険法〔新版〕113 頁（文眞堂，1995）

²⁶ 江頭憲治郎・商取引法〔第八版〕468 頁（弘文堂，2018）は、保険契約者または被保険者の故意の事故招致は、同人に保険金取得の目的があったか否かにかかわらず社会的に容認しがたい行為なので、保険金を支払わないものであり、それらの者の重大な過失による事故招致が免責事由とされている理由は、故意の立証が困難なケースが多いからであるとする。

²⁷ 坂口光男「保険事故招致と保険者免責」保険契約法の基本問題 56 頁（文眞堂，1996）、竹濱・前掲論点 180 頁。危険除外説は、信義則や公益の見地による根拠づけを必ずしも排除するものではなく、それらだけでは説明が足りないと考ええるものであり、保険の利益を受ける者が事故を起こし易く、それを中心に高度な危険と考えられる一定範囲の主観的危険を除外したものと解する方が合理的に説明できるという立場であるとする。

²⁸ なお、竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致（一）」立命館法学 170 号 4 号 526 頁（1983）

²⁹ 萩本修編著・一問一答保険法 120，194 頁（商事法務，2009）

³⁰ もっとも、前掲補足説明では、被保険者の故意によって損害が生じた場合に当該被保険者に対し保険金を支払う約定については、公序良俗に反するものとして、その効力が否定される場合もあると考えられている（同 67，116 頁）。また、竹濱・前掲論点 181 頁も、本条が任意規定であるとしても、社会的に不法となり、ま

イ 商法 6 4 1 条後段

商法 6 4 1 条後段に関する公益説・信義則説も、同条項を強行規定と解するものではなく、同条項を損害保険に関する一般的な規定と性格づけ、何を保険事故とし、どのように保障範囲を設定するかは、公序良俗に反しない限り、契約当事者の自由に委ね、その結果、同規定を任意規定と解し、重過失の事故招致に対して保険金を支払う約定も有効であると解されている³¹。

(3) 保険法上の重過失の意義・学説

ア はじめに

商法 6 4 1 条後段の重過失の意義に関する学説については、様々な分類がなされているが³²、本稿では、次のとおり、①通常の意味での重過失をいうとする見解、②故意に準じて狭く解する見解、③保険法独自の意味を持たせる見解、④統一的に解釈する必要はないとする見解の 4 つに分類した。

イ 通常の意味での重過失をいうと解する見解（上記①）

特段の事情がない限り、通常の意味での重過失、すなわち一般人に要求される注意を著しく欠く状態であるとする見解である³³。

この見解は、重過失免責について、故意の立証を補完するのみの性格付けをすることには、立法趣旨の観点及び重過失という文言の解釈から問題が残ること、重過失という法律上の文言について、保険法の重過失だけを特異に解すべき理由は十分には見当たらないこと、新法においても他と区別して重過失という概念を用いるのであれば、

た公益を害すると考えられる場合は、その部分について、一般的に公序良俗に反する契約として無効になると解される（民法 90 条）とする。

³¹ もっとも、故意の事故招致に対して保険金を支払う約定は、保険事故を頻発させるおそれが強く、公益上問題があると考えられるので、通常の損害保険契約においては無効と解される（学資保険、婚資保険、保証保険など、特別な場合には、故意の保険事故招致に保険金を支払う場合がありうる（竹濱・前掲民商 673 頁）。

³² 中西・前掲判評 53 頁は、①保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認めるような被保険者の過失であるとするもの、②「注意を著しく欠く」という通常の意味に解するもの、③商法 581 条にいう「重大ナル過失」等より狭く解釈すべきことは否定しないが、重過失を故意の代替概念にしか使えないとする考え方を否定した昭和 57 年最判の判旨の結論に賛成であるとするもの、④客観的には故意による事故招致とみられてもしかたないが現実には故意の立証が不可能なケースも救済するという見地から、故意に準ずる注意欠如の状態をいうとするもの、⑤損害保険会社の傷害保険契約では重過失が保険者免責事由とされていないこととの関係で、故意に準ずる注意欠如状態をいうとするもの、の 5 説に分類する。

山野嘉朗「被保険者の『重大な過失』、『犯罪行為』の意義」判タ 729 号 34 頁（1990）は、①故意の立証が困難なため、重過失を立証することによって実際には故意の立証に代替することにあると解することから、これを故意に準じて狭く解するもの、②他に特段の事情のない限り通常の意味での重過失すなわち注意を著しく欠く状態と解するもの、③保険契約法独自の意味を持たせるという立場から、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失と解するもの、の 3 説に分類する。なお、高島義行「自動車事故と重過失免責」判タ 1269 号 61 頁以下（2008）。

³³ 山下友信・保険法 368 頁（有斐閣、2005）、竹濱・前掲民商 98 頁、同・前掲論点 190 頁、田邊光政「災害関係特約における重過失・犯罪免責について」三宅一夫先生追悼論文集・保険法の現代的課題 412 頁（法律文化社、1993）、西村捷三「保険における重過失免責と故意受傷」同上 462 頁（同上）。なお、中西正明「生命保険契約の災害関係特約における重過失」保険学雑誌 538 号 13 頁（1992）。

文言上、相応の工夫がされたはずであると考えられること等を根拠とする³⁴。

ウ 故意に準じて狭く解する見解（上記②）

（ア）保険契約者または被保険者の重大な過失によって生じた保険事故による損害につき、保険者の免責が認められるのは、一般に故意の立証が困難なため、重過失を立証することによって、實際上、故意をとらえるためのものであると理解を前提に、この重過失はなるべく狭く解し、準故意ともいふべきものに限定すべきであるとする見解である³⁵。

この見解は、事故招致における免責は、基本的には故意の場合に限定されることを前提に、保険契約の免責条項における重過失をいわば故意の代替概念として捉え、できるだけ重過失を狭く解し、準故意というべきものに限定すべきであるとするものである³⁶³⁷³⁸。

この見解によれば、重過失すなわち故意に準ずる注意欠如の状態とは、「故意の間接状況証拠」ないし「客観的には故意による事故招致と認定してもよい状況」ということになる³⁹。

エ 保険法独自の意味を持たせる立場（上記③）

（ア）保険法独自の意味を持たせるという立場から、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失というと解する見解である⁴⁰。

この見解は、保険の利用者は、今日の複雑な生活環境のもとで自己の不注意が保

³⁴ 竹濱・前掲論点 190 頁

³⁵ 田辺・前掲 113 頁、山野・前掲判タ 729 号 35 頁、黒沼悦郎「保険事故の招致と保険者の免責」金商 933 号 69 頁（1994）、戸出・前掲 303 頁～、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者の免責の再検討（二・完）」都法 48 巻 1 号（2007、以下「潘・前掲（二・巻）」という。）108 頁。なお、甘利公人「保険者免責」『傷害保険の法理』（損害保険事業総合研究所、2000）251 頁。

³⁶ 齊藤真紀「傷害保険契約における免責事由としての『被保険者の重大な過失』の意義」保険法判例百選 211 頁（2010）

³⁷ なお、潘・前掲（二・完）104～109 頁は、重過失による事故招致に当たるか否かは、故意による事故招致の場合と同様、保険契約者または被保険者に対する主観的非難可能性という側面から判断されるべきものであるところ、加害の意思を有しないという点で故意とは区別されるが、保険者免責という厳しい効果を伴うことから、重過失の概念は狭く限定的に解釈しなければならないとする。

³⁸ 西村・前掲 456 頁は、重過失にいわば故意の代替概念としての役割が期待されることが多いのも事実であることを認めつつ、故意による事故招致と重過失免責とは本来機能を異にしており、認定される事実関係は別のものであり、故意の立証ができないときに常に重過失の主張立証が合わせてできるものではないと批判する。

³⁹ なお、江頭憲治郎「最高裁判所民事判例研究」法学協会雑誌 101 巻 6 号 183 頁（1984）は、商法 581 条にいう「重大ナル過失」等より狭く解釈すべきことは否定しないものの、「重大な過失」が争われた裁判例には、客観的状況から被保険者の故意を認定してもよい事案のほか、被保険者に故意に事故を招致しようという意図があったとは到底認められないが、被保険者の極めて異常な行為が事故を招いた事案もあり、災害関係特約が「重大な過失」を免責事由として規定している以上、後者についても保険者は免責されるという結論を取らざるをえないとして、重過失をいわば故意の代替概念にしか使えないとする考え方を否定した昭和 57 年最判の判旨に賛成する。

⁴⁰ 古瀬村邦夫「生命保険契約における傷害特約」ジュリ 769 号 145 頁（1982）、松岡誠之助「重過失による事故招致」保険判例百選 101 頁（1966）、石原全「火災保険約款上の免責事由である重過失の意義」ほか判例評論 418 号 56 頁（1993）

険によってカバーされることを期待しているのであって、これが現今の保険制度の重要な要素となっていることからすれば、少なくとも重大な過失の範囲は厳格に解するのが妥当であることを理由とする⁴¹。

この見解によれば、「一般人の判断」とは、当該保険種目の顧客圏内に属する保険契約者等の合理的期待をいうと解され、かかる期待の基準は、家計保険と企業保険とにおいて異なることになり、各主体に関する重過失の存否は、具体的事情に応じて決せられざるを得ないとされる⁴²。

(イ) この見解に対しては、通常の意味での重過失をいうと解する立場から、合理的理由に乏しいのみならず、これで限界づけが一層困難となり、一般人の理解はかえって困難になるのではないかという批判がなされている⁴³⁴⁴⁴⁵。

オ 統一的に解釈する必要はないとする立場（上記④）

これらに対して、具体的にいかなる行為が免責とされるのがより妥当であるかという観点から、重過失の意義は各保険種目およびその免責条項の趣旨や目的ごとに異なるのであり、それぞれの保険契約においていかなる行為が重過失免責となるかを決定すればよく、したがって、火災保険における重過失の解釈が災害関係特約のそれと異なることは当然であり、各保険約款が定める重過失を統一的に解釈するのは困難であり、またその必要もないのであるとする見解もある⁴⁶。

（４）保険法上の重過失の意義・判例

ア 最高裁判例

(ア) 保険法上の重過失の意義について判示した最高裁判例としては、養老生命共済契約の災害給付金及び死亡割増特約金給付の免責事由である「重大な過失」に関する最高裁昭和57年7月15日判決民集36巻6号1188頁（以下「昭和57年最判」という。）がある。

同判決の事案は、共済者である農業協同組合Yとの間で被共済者をAとする養老生命共済契約が締結されていたところ、Aは、普通乗用車を運転して走行中、道路右側に駐車中のレッカー車に衝突し、脳挫創により死亡したというものである。

最高裁は、「本件共済契約における災害給付金及び死亡割増特約金給付の免責事

⁴¹ 松岡・前掲百選

⁴² 岡田豊基「火災保険と被保険者の重過失」損害保険判例百選57頁（1996）

⁴³ 中西正明「傷害保険における重過失による事故招致」商事法務768号64頁（1977）

⁴⁴ これに対し、石原・前掲56頁は、元来、重過失は抽象的な概念であるし、「一般人の理解」と言っても平均的な合理的な顧客圏の理解を意味しており、かつ、重過失免責を入れるか否かは保険者の任意であると共に、約款条項の形態をとるのであるから、この見解が妥当であると反論する。

⁴⁵ もっとも、山下・前掲464頁は、「約款条項の解釈である以上、一般的な保険契約者の理解において免責とされても致し方ないと考えられる程度の不注意であることは当然必要であるというべきである」として、通常の意味での重過失をいうと解する立場と特に矛盾するものではないと指摘する。

⁴⁶ 甘利公人・福田弥夫・遠山聡「ポイントレクチャー保険法」〔第2版〕134頁（有斐閣、2017）。なお、甘利公人「保険者免責」『傷害保険の法理』（損害保険事業総合研究所、2000年）276頁。

由である「重大な過失」とは、損害保険給付についての免責事由を定める商法641条及び829条にいう「重大な過失」と同趣旨のものと解すべき」であるとした上で、「亡Aは、本件事故当夜酒を五、六合飲酒してからかなり酩酊のうえ普通乗用車の運転を開始し、事故発生時においてさえ血液1ミリリットル中0.98ミリグラムのアルコールを保有しており、同人が右アルコールの影響のもとに道路状況を見逃し、かつ、制限速度毎時40キロメートルの屈曲した路上を前方注視義務を怠ったまま漫然時速70キロメートル以上の高速度で運転をして、折から路上右寄りに駐車中の本件レッカー車に衝突した、というのであり、右事情のもとにおいては、亡Aは極めて悪質重大な法令違反及び無謀操縦の行為によって自ら事故を招致したものというべきであるから、右は本件共済契約における免責事由である「重大な過失」に該当するものと解するのが相当である」と判示した。

(イ) なお、昭和57年最判は、重過失の概念の具体的な内容については言及していないため、第一審判決が、昭和32年最判が示した重過失の概念のうち「故意に近似する注意欠如の状態」である必要は必ずしもないと判示した点⁴⁷について、その解釈が分かれている^{48,49,50}。

⁴⁷ 第一審（名古屋地豊橋支判昭55年8月4日民集36巻6号1200頁）は、「重大な過失に該当するか否かを考えるにあたっては、被保険者と同種の職業地位にある者に課せられる注意義務の程度、当該人が右注意義務を怠った程度、これに対し向けられるべき社会的非難の程度、等を考え合わせて、同事故に対して保険給付をなすことが保険団体に対する信義に反し、公序良俗に反するか否かに照らして決すべきものであり、故意に近似する注意欠如の状態である必要は必ずしもないものである。」と判示し、本件事故は被共済者Aの悪質重大な法令違反及び無謀操縦の各行為によって惹起せしめられたものというほかなく、「重大な過失」が認められるとした。

控訴審（名古屋高判昭56年8月20日民集36巻6号1213頁）も、「本件事故は亡Aの悪質重大な法令違反及び無謀操縦の各行為によって惹起せしめられたものというほかなく、亡Aには重大な過失があった」と判断して、第一審判決を正当と是認したが、その理由中の冒頭で「次に付加するもののほか、原判決の理由説示と同一であるから、ここに、第一審判決の理由説示を引用する」としている。

⁴⁸ 伊藤・前掲639頁は、大判大正2年12月20日民録19輯1036頁（商法815条に定める海上保険契約に関するもの）、最三小判昭和32年7月9日民集11巻7号1203頁（失火責任法但書に関するもの）、最二小判昭和51年3月19日民集30巻2等128頁（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約25条1項に関するもの）を挙げ、判例は、従来から、「重大な過失」を「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」を指すものと解することで一致しており、判例上重大な過失の意義は確立されているという理解の下、民事上「重大な過失」を要件とする諸規定の中、特に商法641条後段に依拠する保険契約における免責条項についてのみ、特別の「重大なる過失」概念を定立する必要があるのか疑問であり、少なくとも第一小法廷は、最高裁が保険制度、保険法分野における免責事由としての「重大な過失」の判定基準を二元的に考えることにより、ひいては「重大な過失」の概念、定義づけを変えることは必要でないと考えていると理解できると述べ、これを批判する。

⁴⁹ 江頭・前掲法協183頁は、昭和57年最判も、「極めて悪質重大な法令違反及び無謀操縦の行為」という絞りをかけてはいるものの、商法641条を援用したことによって、約款にいう重大な過失の適用は、ほとんど故意のようにみえるが主観的意図ありと断定し難い場合に故意の代替概念として使用さえるような場合に限するという考え方を一審判決と同様に排斥したものと読むべきであろうと述べ、昭和32年最判とは異なる基準を提示した第一審の立場を上告審も支持したと解する余地があると指摘する。

⁵⁰ 中西・前掲判評387号53頁は、第一審は、重過失に「故意に近似する重過失」とそれ以外の重過失の二種類がある、という見解をとるようにはみえたとして、昭和57年最判は、重過失の意義に関する直接的な説明はしていないが、重過失をその通常の意味（すなわち「注意を著しく欠く」という意味）に解することを前提と

イ 下級審裁判例

(ア) はじめに

下級審裁判例の中には、特に重過失の意義に言及することなく重過失の有無を判断しているものも見受けられるが、重過失の概念について言及した裁判例には、①昭和32年最判と同様「ほとんど故意に近い」注意欠如の状態とするもの、②「ほとんど故意に近い」との文言を用いず著しい不注意と解するもの、③信義則違反の場合等に限定するもの、④保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような過失と解するもの、⑤やや広い重過失概念をとるものがある⁵¹。

(イ) 昭和32年最判同様「ほとんど故意に近い」注意欠如の状態とするもの（上記①）

下級審裁判例の多数は、昭和32年最判の定義に従い、保険約款上の重過失を通常の意味での重過失と同義に捉えている⁵²。

例えば、火災保険に関する東京地判平成15年6月23日金商1175号2頁は、「重過失とは、少しの注意をすれば容易に結果の発生を予見でき、その結果を容易に回避できたはずであるのに、その注意すら怠るような故意に近い不注意をいうものと解される。」とした上で、あてはめにおいて、「一般に、室内のガスコンロを使用して鍋料理をしているときに、ガスコンロの火を消火せずに料理鍋をそのままにして、室内を無人にしたとすれば、いかなる原因によるかはともかく、火災の発生のおそれが極めて強くなるものであることは、通常人であれば容易に予見できることであるといわなければならない。そして、室内のガスコンロを使用して鍋料理をした後、外出する際に、それにより建物が無人になるときは、ガスコンロの火の消火を確認し、確実に消化した後に、それを確認して外出すべきことは、日常生活を送る者にとって、火災発生を防止するための最小限の注意義務であり、かつそれは一般人が容易になし得る火災防止措置であるといわなければならない。」と述べ、結果発生の危険性が強いこと、通常人が容易に予見できること、一般人であれば容易になし得る結果回避措置であることという要素によって判断するという枠組みを示している。

後掲の人身傷害保険（保険法制定に伴う約款改定により「極めて」という文言が削除されたもの）に関する東京地判平成29年12月1日自保ジャ2018号162頁も、この類型に分類される。

(ウ) 「ほとんど故意に近い」という文言を用いず著しい不注意とするもの（上記②）

昭和32年最判にいう「ほとんど故意に近い」という文言を用いず、著しい不注意と解する下級審裁判例も存在する。

この類型に分類される裁判例として、被保険者が飲酒の上、知人と喧嘩になり、

しているとみられるとする。

⁵¹ 裁判例の分類につき、山野・前掲判タ729号35頁、岡田・前掲百選、齊藤・前掲百選、高島・前掲66頁。

⁵² 岡田・前掲百選

木の棒で殴りかかったところ、知人の反撃に遭い出刃包丁で刺され死亡したという事案に関する大阪高判平成2年1月17日判時1361号128頁が挙げられる⁵³。同判決は、重過失の意義を限定的に捉えた原審（後掲の大阪地判平成元年2月23日）に対し、約款文言に従って解釈すべきことの重要性を説き、他の免責事由の比較からも格別狭く解釈すべき理由はないと判示したものであり、原審と結論を異にしている点を含め、注目されている⁵⁴⁵⁵⁵⁶。

なお、重過失の意義を通常の意味での重過失であると解する学説は、昭和32最判にいう「ほとんど故意に近い」との表現は、比喩的に説明したものであり、特段、重過失の内容を限定する趣旨ではない説明され⁵⁷、両者の実質的相違はないと思われると指摘されている⁵⁸。

（エ）信義則違反の場合等に限定するもの（上記③）

重過失の意義を信義則違反の場合等に限定的に捉えるものがある。

この類型に分類されるものとして、大阪地判平成元年2月23日判タ701号2

⁵³ 大阪高判平成2年1月17日は、「本件免責事由である重大な過失とは、商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである（略）。…保険契約において免責の制度が認められている根底には信義誠実の原則ないし公序良俗に照らして保険金の支払が不当であると認められるような場合には保険金の支払を認めないのが相当であるとの考えがあるところ、具体的にどのような場合に保険金の支払を認めないことにするかは、各保険約款において免責事由として具体化されているのであって、その各保険約款によって免責事由の定めに差異があるから、当該保険約款に定める各免責事由の文言に従って決定されるべきものである。…そして、…我が国の法律等に規定された重過失の意義を前記のように解することについては判例上ほぼ確定しているところ、本件各保険契約が締結されるに当たって傷害特約及び災害割増特約において重過失が免責事由とされ、かつ、主契約に付加して締結された右傷害特約等において重過失を免責事由とすることを違法、無効ということはできない以上（…）、重過失の意義を特別狭く解釈すべき理由はないというべきである。なお、本件傷害特約等においては、故意又は重過失、犯罪行為のほかにも、精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故、無免許運転あるいは酒気帯び運転などしている間に生じた事故も免責事由とされており、これらの免責事由との対比から考えても、重過失のみを特別厳格に解釈すべき根拠は見出し難い。」と判示した。

なお、上告審（最判平成4年1月21日文研生命保険判例集7巻2頁）も、「被保険者に重大な過失があり、本件免責事由に該当するとして上告人の本訴訟請求を棄却すべきものとした原審判決の判断は、正当としては認できる」とした。

⁵⁴ 高島・前掲70頁

⁵⁵ 中西・前掲判評387号54頁は、控訴審判決は、「重過失の意義を前記のように解することについては判例上ほぼ確定している」と述べているのであるから、従来の判例の重過失の定義を実質的に変更する趣旨で「ほとんど故意に近い」の文言を除外したものではないと解釈され、「ほとんど故意に近い」という文言が「著しい注意欠如の状態」を比喩的に説明したものであると考え、昭和32年最判等が示している重過失の定義から「ほとんど故意に近い」という文言を削っても、重過失の実質的な意味は変わらず、控訴審判決のようなこの文言を含まない定義でも差し支えないと指摘する。

⁵⁶ 中西・前掲判評387号53頁、福田弥夫「重大な過失による事故招致」新・裁判実務体系19保険関係訴訟法407頁（青林書院、2005）は、第一審判決と第二審判決とで結論を異にしたのは、重大な過失の意義の捉え方の相違のみでなく、被保険者の酩酊の程度に関する事実認定の相違も影響を及ぼしていると指摘する。

⁵⁷ 中西・前掲判評387号54頁

⁵⁸ 齊藤・前掲百選。

57頁（前掲大阪高判平成2年1月17日の第一審）が挙げられる⁵⁹。同判決は、免責事由の重過失とは、「被保険者の不注意が著しいばかりではなく、右不注意による保険事故招致が故意によるものと同視し得るほどに悪質であるため、具体的事案のもとにおいて当該事故により保険金を支払わせることが信義則上不当とされる場合をいう」と限定的に解した⁶⁰。

後掲の傷害保険（保険法制定に伴う約款改定により「重大な過失」が免責事由に加えられたもの）に関する大阪地判平成24年5月30日自保ジャ1883号175頁も、この類型に分類される。

（オ）保険者免責が当然と一般人が認め得る被保険者の過失と解するもの（上記④）

この類型に分類される裁判例としては秋田地判昭和31年5月22日下民集7巻5号1345頁がある⁶¹。同判決は、「被保険者の重大な過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失と解すべきである」と判示した。

前述の学説のうち、重過失の意義につき保険法独自の意味を持たせる立場は、本判決を支持している。

⁵⁹ 大阪地判平成元年2月23日は、本件免責事由である「重大な過失」とは、商法641条後段にいう「重大な過失」と同趣旨のものと解すべきところ、同条後段は、保険契約の射倖契約的性質に鑑み、保険金の給付があくまでも偶然の事故によって左右されるべく、被保険者が保険契約上自己に有利に行動することによって右事故を招致せしめた場合には、保険団体の構成員相互の衡平の見地から信義則上保険金請求権の成立を阻止しようとの趣旨にでたものにほかならない。そして、ここに自己に有利に行動することは、故意に保険事故を招致せしめる場合を典型としており、したがって、右過失が重大であるというためには、被保険者の不注意が著しいばかりではなく、右不注意による保険事故招致が故意によるものと同視し得るほどに悪質であるため、具体的事案のもとにおいて当該事故により保険金を支払わせることが信義則上不当とされる場合をいうと解するのが相当である。」と判示して、重過失を否定した。

⁶⁰ 中西・前掲判評387号55頁は、仮に本件免責条項の制度趣旨を信義則に求めるとしても、約款規定の解釈は約款の文言を基礎としてしなされるべきであり、約款所定の保険者免責事由は「重大な過失」であって、「重大な過失による保険事故招致で、保険金請求が信義則に反する場合」ではないことから、「被保険者の不注意が著しいこと」のほかに、「保険事故招致が悪質であること」及び「保険金を支払わせることが信義則上不当とされること」をも要件とし、その要件の存否の判断については、争った当事者のどちらに非が大きいか、被保険者が保険契約を念頭においてその行為をしたかどうか等を考慮するというのでは、約款所定の「重大な過失」という文字を離れすぎる、と批判する。

⁶¹ 秋田地判昭和31年5月22日は、オートバイを運転していた被保険者Aが、国道を走行中に踏切を横断したところ、機関車に衝突し死亡した事案（速度制限違反と踏切一時停止違反が認定されている）につき、Aが踏切通過を安全と思ったのは、自車の爆音と切通小山にさえぎられて（機関車の）警笛を聞き漏らして列車の接近に気付かず、また反対方向から踏切を通過するバスを認めたからであり、過失はあったとしても重大な過失とはいえない、制限速度違反や踏切一時停止違反等の交通取締り法規違反をもって直ちに重大な過失ということとはできないとし、さらに「保険者の一方的に決定された約款に基づいてのみ契約をなし得るに過ぎない保険契約のような附合契約の場合においては、一般人が容易に理解し得るよう規定するを望ましいものというべく、保険契約における免責条項においては殊更に条項の概念の明確は望ましいものというべきを以て、本件免責条項としての「重大な過失」という如き抽象的条項の解釈に際しては附合契約における一般人の理解という点を考慮してなされるべきものとする。しかして、右の点から理解すれば、被保険者の重大な過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失と解すべきである」と判示した。

(カ) やや広い重過失概念をとるもの（上記⑥）

この類型に分類される裁判例としては、前掲昭和57年最判の第一審である名古屋地豊橋支判昭和55年8月4日民集36巻6号1200頁がある。同判決が、養老生命共済契約の災害給付金及び死亡割増特約金給付の免責事由である「重大な過失」の意義につき、「故意に近似する注意欠如の状態である必要は必ずしもないものである。」と判示したことは、前述のとおりである。

第3 約款改訂後に重過失免責が争われた人身傷害保険及び傷害保険の裁判例

1 はじめに

保険法制定に伴う約款改訂後に重過失免責が争われた人身傷害保険及び傷害保険に関する裁判例には、下記のものがある。

記

（人身傷害保険）

- ① 東京地判平成29年12月1日自保ジャ2018号162頁
- ② 東京地判平成30年1月17日自保ジャ2019号156頁

（傷害保険）

- ③ 大阪地判平成24年5月30日自保ジャ1883号175頁
- ④ 福井地判平成25年10月4日判時2259号108頁

2 東京地判平成29年12月1日自保ジャ2018号162頁（上記①）

（1）事案の概要

亡Aは、深夜、時速80キロメートル規制の高速道路の第3通行帯を普通乗用自動車で時速約216キロメートルで走行中、左方向に斜走し、防護柵等に衝突して死亡した。亡Aの相続人の1人である原告は、被告に対し、人身傷害保険金及び車両保険金等を請求したところ、被告は、亡Aの損害は、いずれも被保険者の「重大な過失」によって生じたものであり、免責されると争った。

（2）判旨の概要（請求棄却）

裁判所は、「重大な過失」の概念につき、昭和32年最判の立場を踏襲した上で、亡Aが、①本件車両につき、エンジンの出力の増大、スピードリミッターの解除、安全装置（エアバッグ）の除去、サスペンションやブレーキ関係の改造等、高速度での走行を予定し安全性を低下させる種々の改造を施していたこと、②現場付近の道路は、直線の片側3車線のアスファルト舗装された凹凸のない緩やかな上り道路であり、路面は乾燥し、見通しを妨げるものもなく、道路標識により最高速度が時速80キロメートルと規制された自動車専用道路であったこと、③事故直前の亡A車両の速度は時速216キロメートル程度であり、ブレーキランプが点灯していなかったことから亡Aが自らの意思で法定の制限速度を130キロメートル以上も超える著しい高速度で

運転していたこと等を認定した上で、車両の速度が増大すればするほど、事故率や事故の重大性が増加することは自動車運転者にとって自明であることも併せ考慮し、亡Aにつき、本件事故による死亡に関し、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態にあったと言わざるを得ず、『重大な過失』があった」とした。

3 東京地判平成30年1月17日自保ジャ2019号156頁（上記②）

（1）事案の概要

原告の夫である亡Aは、未明、泥酔の上、交差点内に座った状態でいたところ、折から本件交差点に至る直線路を走行してきた被告Z運転の乗用車に衝突され、死亡した。亡Aの相続人である原告Xらは、被告Zに対しては、民法709条に基づき、損害賠償金等の請求を、被告保険会社に対しては、自動車保険契約に基づき、人身傷害保険金等を請求したところ、被告保険会社は、亡Aには約款所定の「重大な過失」があり免責されると争った。

（2）判旨の概要（被告保険会社に対する請求棄却）

ア 裁判所は、重過失の概念には言及せずに、①現場交差点に至る道路は片側1車線の直線路であり、事故発生時刻は午前4時13分頃であり、夜が少しずつ明け始めていたが交通量は少なかったこと、②被告Zは、衝突地点の約14.5m手前で衝突地点に物体（亡A）を認識しブレーキを踏んだが、実況見分では、被告Zは、衝突地点の41.5メートル手前で亡Aを物体として、約30.8メートル手前で人として認識できるとされたこと、③事故後、亡Aから、血中濃度2.0ミリグラム／ミリリットルのアルコールが検出されたこと、④事故直前、亡Aは、足を投げ出すようにして坐っている姿勢からあぐらのような体勢を取って立ち上がろうとしているところだったことを認定し、亡Aが、泥酔の上、車道上に座って一定時間継続して交差点内に留まるというそれ自体事故発生の危険性の高い行為に及んでいることなどからすれば、亡Aには、本件特約等という「重大な過失」が認められるとした。

イ なお、被告Zに対する損害賠償請求との関係では、過失割合は亡A50%、被告Z50%と認定されている。また、自賠責保険より死亡による損害3000万円満額が支払われており、自賠法上の「重過失減額」はなされていないようである。

4 大阪地判平成24年5月30日自保ジャ1883号175頁（上記③）

（1）事案の概要

運送業を営む亡Aは、妻である原告X1を助手席に乗せた普通貨物自動車で高速道路の追越車線を走行中、空気入れ替えのために開けた窓から飛んでしまった受取伝票を原告X1が拾いに行くため追越車線上に同車を停車させたところ、2台目の後続車

である貨物自動車に追突され、亡Aが死亡した。亡Aの法定相続人である原告X1らは、被告に対し、普通傷害保険契約に基づく死亡保険金を請求したところ、被告は、被保険者である亡Aには約款所定の「重大な過失」があり免責されるとして争った。

(2) 判旨の概要（請求（一部）認容（遅延損害金の起算日））

ア 裁判所は、重過失免責条項の趣旨を信義則違反ないし公序良俗違反と解し、「重大な過失」の概念を限定的に解した上で、亡Aの重過失を否定した。

イ まず、趣旨及び概念については、「傷害保険契約は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を受けた場合に保険金を支払うことを主内容とする（すなわち、保険事故の発生によって保険契約者ないし被保険者側が利益を受けることになる。）ものであるところ、本件故意重過失免責条項は、いわゆる保険事故招致免責規定であり、その趣旨は、保険契約者等が故意または重過失によって保険事故を招致することは、契約当事者に求められる信義誠実の原則に反するものであり、社会的にも許されない公序良俗に反するものであるという点にあると解されることに照らせば、本件故意重過失免責条項にいう『『重大な過失』によって生じた傷害』とは、ほとんど故意に近い著しい注意義務違反によって当該保険事故（傷害）を招致した場合のみならず、その注意義務違反が極めて悪質重大なものであったり異常無謀なものであったり反社会的なものであったりするために当該保険事故（傷害）を自ら招致したのも同然であると評価し得る場合を含む（このような場合にまで保険金請求を行うことや保険金支払を行うことは、信義誠実の原則や公序良俗に反する。）ものと解するのが相当である。

他方、傷害保険契約は、急激かつ偶然な外来の事故を適用対象とするもので、保険事故につき無過失または軽過失があるにすぎない場合のみを適用対象とするのではなく、過失がある場合全般を適用対象とし、その上で、本件故意重過失免責条項によって、上記趣旨から故意・重過失がある場合を免責事由として適用除外とするものであるから、そこにいう「重大な過失」には、当該注意義務違反の内容程度が相当程度に重いものであったとしても、それが信義則違反であるとも公序良俗に反するものであるともいえないような場合は含まれないものと解するのが相当である（このような場合にまで免責を認めることは、上記趣旨を超えて免責範囲を不当に拡大しすぎるもので、多くの保険事故が免責対象ということになりかねず、妥当でない。特に、保険事故が交通事故の場合は、双方に過失があるのが通常であり、一方ないし双方に通常想定されるよりも重い過失があると評価される場合も多々ある（なお、実務上、損害賠償額を算定する前提としての交通事故当事者間の過失割合を検討する場面においては、通常想定されるよりも重い過失について、著しい過失と重過失とを区別する取扱いが数十年も前から慣行的に行われていることは、公知の事実といえる。）ところ、それらを全て免責対象とするのでは、保険適用における原則と例外とを逆転させることになりかねず、不適切である。）。」とした。

ウ 本件については、まず、左側にはゼブラゾーンや路側帯があるにもかかわらず、飛んで行った受取伝票を拾うためという理由で高速道路の追越車線上に停止させた「亡Aには、本件事故につき、軽過失に止まらない相当大きな注意義務違反があるといわざるを得ない。」とした。

エ しかしながら、①「通行量が多くはない状況で、かつ、後続車とも相当程度の距離が空いている状況で、車両を停止させたとしても、直ちに追突事故が発生することは稀である」として、亡Aは、「一般的抽象的に高速道路上で停止することが危険なことであることを認識していたというに止ま」るとした。また、②「本件事故は、亡A車の停止後、折り悪くわずか2台目の後続車（Z車）が前車（トラック）との車間距離不保持で走行してきた上に脇見をするという稀な出来事が重なったために発生したもの」であり、亡Aにおいて、「本件事故が発生することを具体的に予見することは、必ずしも容易なことではなかったといえる」とした。

その上で、「一般的抽象的危険性の高い極めて軽率な相当大きな注意義務違反行為であるとの誹りはまぬがれないものの、亡Aに、本件事故発生につき、ほとんど故意に近い著しい注意義務違反があったとはいえないことはもとより、その注意義務違反が極めて悪質重大なものとも、異常無謀なものとも、反社会的なものともいえず、当該保険事故を自ら招致したのも同然であると評価することもできない（保険金請求を行うことや保険金支払を行うことが、信義則や公序良俗に反するということはできない。）というべきである」として、亡Aには、「重大な過失」は認められないとした。

5 福井地判平成25年10月4日判時2259号108頁（上記④）

（1）事案の概要

鉄骨建築設計及び鋼構造物工事業を営む株式会社である原告の代表者である亡Aは、原告所有の軽貨物自動車を運転して国道を北進中、トンネル南側入口の西側壁に衝突し、死亡した。原告は、被告に対し、グループ傷害保険契約及び業務災害総合保険特約に基づき、死亡にかかる保険金を請求をしたところ、被告は、亡Aには約款所定の「故意又は重大な過失」があり免責されるとして争った。

（2）判旨の概要（請求認容）

ア 本判決は、事故現場がカーブやトンネルが続く峠道であり、見通しが悪く、特に、トンネルを出たとたんカーブに入り、再びすぐにトンネルに入るというトンネルの切れ目に位置することから、対向車に危険を感じハンドル操作を誤った可能性や、急に明るくなったことによって視認に錯覚が生じた可能性等様々な要因が考えられること、トンネルから出てトンネルに至るわずかの間に、意図通りにトンネルの本件側壁に衝突させることは相当に困難であること、速度が出ない軽トラックで上り坂での壁への衝突によって死亡結果が確実に生じるのか疑問があること等の事故現場の状況や事故態様のほか、亡Aの事故前の状況、原告の経済状況、付保経緯を検討した上で、亡

Aの「故意」は認められないとした。

イ その上で、重過失の概念に言及せずに、上記事故現場の状況や事故態様に照らし、亡Aに「重大な過失」は認められないとした。

6 検討

(1) はじめに

以上のとおりであり、保険法制定に伴う約款改訂後の人身傷害保険及び傷害保険の免責事由たる「重大な過失」が争われた裁判例は、少数しか見つけることができなかったが、その中でも、被保険者に故意に事故を招致しようという意図があったとは認められないが重過失免責を認めたものがあつたほか、また、「重大な過失」の概念につき、昭和32年最判の立場を踏襲したもののほか、信義則及び公序良俗の観点から限定的に解したものがあつた。

(2) 故意の間接状況証拠について

裁判例①では、亡Aの経済状況、健康状態等、自殺の動機となり得る事情は必ずしも明らかでないが、直線の凹凸がなく緩やかな上り道路を左方向に斜走して防護柵等に衝突したという事故態様に照らせば、亡Aの自殺が疑われる事案ではないと思われる。また、裁判例③についても、亡Aが高速道路の追越車線上に停止したのは、助手席に乗車していた原告X1が受取伝票を拾いに行くためであつたという理由に照らせば、亡Aの自殺が疑われる事案ではないといえる。このように、いずれの事案についても、客観的にみて故意による事故と疑われてもやむを得ない状況は存在しないと思われる。

裁判例③では、結論として重過失免責が否定されており、その結論には賛否両論があると思われるが、裁判例①の事案では、被保険者は、車両の安全性を低下させる種々の改造をした上で、制限速度を著しく上回る高速度で走行した等、異常・無謀な行為をしており、かかる被保険者の行為が保険事故を招致したといえるため、保険者を免責するのが妥当な事案であると考ええる。

そのため、免責事由としての「重大な過失」の概念については、少なくとも裁判例①のような事案、すなわち、客観的にみて故意による事故と疑われてもやむを得ない状況が存在するとは認められないが、保険契約者等の異常・無謀な行為により結果が発生したような場合についても、保険者を免責する余地があるような解釈をすべきであると考ええる。

(3) 「重大な過失の概念」について

ア 裁判例②及び裁判例④は、「重大な過失」の概念には言及していない(裁判例②では、原告が、昭和32年最判の立場を援用した上で、亡Aには重過失は認められないと主張したのに対し、裁判所は、その意義について特に言及せずに、亡Aの重過失を認定している)。

イ これに対し、裁判例③は、重過失免責条項の趣旨を信義則違反ないし公序良俗違反と解し、重過失概念を限定的に解したところに特徴がある。前掲の大阪地判平成元年2月23日判タ701号257頁（酔って喧嘩し木の棒で殴りかかったところ出刃包丁で刺され死亡した事案の第一審）と同様の立場といえる。

しかしながら、裁判例③に対しては、前掲大阪地判に対する批判と同様、約款所定の免責事由は「重大な過失」であって、「保険金請求を行うことや保険金支払を行うことが信義誠実の原則や公序良俗に反すること」という要件を加えたり、「注意義務違反の程度が相当程度に重いものであったとしても、信義則違反であるとも公序良俗違反であるともいえないものは含まれない」というのでは、「重大な過失」という文言から離れすぎると言わざるを得ない。

ウ 裁判例①は、昭和32年最判の立場を踏襲している⁶²。

（4）予見すべき対象たる結果発生の危険性の程度及び予見可能性の程度

ア 裁判例③は、上述のとおり、「重大な過失」の概念を限定的に解釈したためか、亡Aの重過失を否定している。

その判断に際しては、予見すべき対象である死亡結果発生 of 危険性の程度につき、たとえ高速道路の追越車線上での停止であったとしても、交通量の少なさ、1台目の後続車との距離、停止時間の短さ等を理由に、未だ一般的抽象的危険性があるにすぎないとし、したがって、亡Aも、一般的抽象的に高速道路上で停止することが危険であると認識していたにとどまると説示する。

確かに、重過失を著しい注意義務違反と解する立場をとるとしても、通常人がわずかの注意をすれば容易に結果を予見できたことを要求する以上、その対象となる結果発生 of 危険性の程度は、極めて高い抽象度で捉えるべきではなく、相当程度の蓋然性がなければならないと考える。

しかしながら、高速道路の追越車線上に停止させたことをもって、未だ結果発生 of 一般的抽象的危険性及びその予見可能性しかないとするのは、疑問であると言わざるを得ない。高速道路の追越車線は、走行車線に比し、制限速度を超えて走行する車両が多いことは認めざるを得ない事実であり、しかも、追い越し車線上で2台の車両が追従して走行している場合、前走車が走行車線に車線変更すると、後続車が加速して前走車の右方を追い抜いていくことも頻繁に見られることである。

そうだとすると、運送業を営む合理的一般人であれば、高速道路の追越車線上で停止することが相当程度の蓋然性をもって死亡事故につながることを容易に予見し得るといえるであろう（現に、裁判例③も、亡Aが原告X1に対し、「危ないからこんなところでは止められない」と言ったことを認定している）。

⁶² この点は、保険法制定に伴う改訂前の人身傷害条項の免責事由である「極めて重大な過失」の意義が争われた大阪高判平成14年12月26日判時1841号151頁、福岡地判平成19年7月13日判時2005号83頁、さいたま地判平成19年7月20日（判例集未搭載）、札幌高判平成23年9月30日自保ジャ1894号3頁と変わらない。

イ これに対し、裁判例①は、亡Aの重過失を肯定している。

亡Aが自ら車両の安全性を低下させる種々の改造（エンジン出力の増大、スピードリミッターの解除、エアバッグの除去、サスペンションやブレーキ関係の改造）を施したこと、事故直前の速度が法定速度を130キロメートルも上回る著しい高速度であったことから、予見すべき対象たる死亡結果発生の危険性の程度は相当程度の蓋然性のあるものと捉えたものと思われる。

そして、自動車運転免許を保有する合理的一般人にとって、速度が増大するほど事故率や事故の重大性が増加することは明らかであり、したがって、死亡結果を予見することは容易であったと判断したものと思われる。

ウ 裁判例②も、被保険者の重過失を肯定している。

予見すべき対象たる死亡結果発生の危険性の程度につき、原告が、交差点に至る直線道路は、片側1車線の道路であって、幹線道路ではなく、交通量は極めて少なかったと主張したのに対し、裁判所は、「泥酔の上、車道上に座って一定時間継続して交差点内に留まるというそれ自体事故発生の危険性の高い行為」であると判示し、未明の交通量の少なさは、結果発生の危険性の程度の判断に影響していない。

この点については、災害関係特約における重過失が問題になった裁判例で路上仰臥にて轢死した事案においても、具体的交通量については判断に影響を及ぼす要素となっていないと指摘されているところである⁶³。これは、事故現場の道路の種類や構造も結果発生の危険性の程度の判断に影響を及ぼしているのではないかと考える⁶⁴。

当該事案では、必ずしも明らかでないが、たとえ片側1車線の道路であっても、いわゆる「街道」と呼称されるような道路であれば、深夜や未明の交通量の少ない時間帯であっても大型貨物自動車等が走行することは予想され、結果発生の蓋然性は高いといえるであろうし、反対に、4ヶ所に信号機が設置されている丁字路交差点であっても、住宅街の中のような場所であれば、深夜や未明に走行する住人は極めて少ないと推認され、未だ結果発生の一般的抽象的可能性を指摘するにとどまるとの判断もあり得ると考える。

そして、合理的な一般人であれば、前者のような道路上に座り込んでいれば、通過

⁶³ 天野康弘「重過失免責の認定と分析」保険学雑誌 622 号 147 頁

⁶⁴ 青森地判平成 9 年 5 月 30 日文研生保判例集 9 巻 299 頁の事案では、事故現場の「道路は、片側一車線、道路幅約 10 メートルの歩車道の区分のある平坦な舗装道路であるが、日中は、両車線とも 30 分に約 4、50 台の交通量である」とされている。松江地判平成 9 年 12 月 18 日文研生保判例集 9 巻 567 頁の事案でも、「深夜でかなり交通量は少なく

なっていたとはいえ、車両の往来の絶えない片側 2 車線の幹線道路（国道 11 号線/筆者注）の横断歩道付近」である。東京地判平成 12 年 11 月 30 日文研生保判例集 12 巻 604 頁の事案は、事故発生時刻は「午前 0 時ころ」であるが（具体的な交通量は不明）、事故現場は「駅前を通る 2 車線道路であり、日中は路線バスも頻繁に通行し、混雑する道路であって、歩行者の横断が禁止されており、本件事故現場の近くに信号機の設置された横断歩道がある」とされている。広島高判平成 14 年 1 月 31 日文研生保判例集 14 巻 22 頁の事案も、「車の交通量の最も少ない午前 4 時頃」（控訴人の主張）であるが、幹線道路（国道 2 号線/筆者注）との交差点から約 50 メートル南下した交差点である。

車両に轢過されることは容易に予見し得たといえるであろう（なお、血中アルコール濃度2.0ミリグラム／ミリリットルは、いわゆる「酩酊期（千鳥足になる、何度も同じことをしゃべる、呼吸が速くなる、吐き気・おう吐がおこる）」であり、自己の行為の危険性を予見し、回避することが期待できない状態に至っているとはいえないと思われる。）。

エ これに対し、裁判例④は、結論として重過失を否定している。

認定された事故現場の道路状況によれば、確かに、直線でトンネルがなく平坦な見通しのよい道路と比較すれば、よりハンドル操作に注意を要し、事故発生の危険性が高いといえるかもしれない。しかしながら、道路運送車両の保安基準に適合した自動車交通法規を遵守した態様で事故現場を走行した場合でも、死亡事故発生率が著しく高いだとか、その旨の注意喚起がなされていたといった事情もなければ、亡Aが自ら結果発生の危険性を高める行為をなした等の事情も窺われない。そうすると、死亡事故発生の可能性の程度は未だ一般的抽象的な確率の小さいものにすぎなかったと考えられ、自動車運転免許を保有する合理的一般人にとっても、わずかな注意を払えば容易に死亡事故発生を予見することができたとはいえないと判断したものと思われる。

（5）第三者の行為の介在・加害者の過失の程度について

ア 裁判例②及び裁判例③の事案では、死亡という結果発生に第三者の行為（轢過又は追突）が介在している。

イ この点、裁判例③は、2台目の後続車による車間距離不保持及び脇見を、被保険者が死亡事故の発生を具体的に予見することを困難ならしめる事情として捉えている。

しかしながら、上述のとおり、高速道路の追越車線上への停止行為自体に結果発生の相当程度の蓋然性があるというべきである以上、その予見を困難ならしめる（ないし因果関係を否定できる）ほど異常性（ないし死亡結果発生への寄与度）が大きい第三者の行為といえるのか疑問である。

ウ これに対し、裁判例②では、轢過した加害車両の運転者に対する損害賠償請求との関係で、同人には、十分に前方を注視せずに制限速度を超える速度で進行した過失が認められるとして、同人の過失割合を50%と認定している。

しかしながら、加害者の過失の大きさについても、損害の衡平な分担という過失相殺の趣旨と保険法における重過失免責の趣旨は異なるので、結果の予見を困難ならしめるほどの異常性の大きい行為の介在などの特段の事情がない限り、影響することはないと考えられる。

（6）結果回避措置の容易性について

ア 裁判例③では、亡Aは、死亡事故が発生することを具体的に予見することが極めて容易であったとはいえないとして、結果回避措置については特に述べることなく、信義則や公序良俗に反するような重過失は認められないとしている。

しかしながら、高速道路の追越車線上への停止行為自体に結果発生の相当程度の蓋

然性があるというべきであることは、上述のとおりである。

そして、認定された道路構造によれば、停止した位置の左側にはゼブラゾーンや路側帯もあったのであるから、仮に、受取伝票を拾いに行くために高速道路上に停止するとしても、追越車線上ではなく、当該ゼブラゾーン等に停止することにより、死亡事故を回避する措置を採ることは容易であったと考えられる。

イ 裁判例①では、車両の安全性を低下させるような改造を施さないこと、法定速度ないし車の流れに沿った速度で走行する等、死亡結果を回避するための措置を採ることは容易であったと判断されたものと思われる。

ウ 裁判例②でも、道路上に座り込んだままの事故発生の蓋然性が高い状況から離脱することも可能であったと判断されたものと思われる。

(7) まとめ

ア 以上のとおりであり、傷害保険に関する裁判例③が説示した「重大な過失」の概念、すなわち、信義則及び公序良俗の観点からの限定的解釈、及び、重過失を否定した結論については、上述の理由により賛成できない。

イ 「重大な過失」の概念については、人身傷害保険に関する裁判例①が昭和32年最判の立場を踏襲しているのに対し、裁判例②、及び、傷害保険に関する裁判例④は、その概念に言及していないが、その説示内容に照らし、予見すべき対象たる結果発生の危険性が相当程度蓋然性のあるものか、合理的一般人がわずかな注意で容易に予見できるか、容易になし得る結果回避措置かという要素を考慮していると解されるため、裁判例①と同様、通常の意味での重過失、すなわち著しい注意義務違反と捉えていると考えられる。

ウ 私見も、保険法上の重過失については、一般民事上の重過失と異なった特別の意味に解する理由は見当たらず、保険法においても「重大な過失」という文言が採用されたことに照らし、保険法上の重過失は、通常の意味での重過失、すなわち、著しい注意義務違反であると解する。

そして、その判断にあたっては、予見すべき対象たる結果発生の危険性が相当程度蓋然性のあるものか、通常人がわずかな注意で容易に予見できるか、一般人であれば容易のなし得る回避措置であるかという枠組みによって判断され则认为る。

このように通常の意味での重過失と解しても、著しい注意義務違反である以上、保険契約者等に一定程度の注意義務違反が認定される場合に、その行為が一般的に行われているもの、時折見かけられるものであるときには、当然にはその落度を重過失として評価するのは相当でないという観点⁶⁵を保険者さらには裁判所が忘れなければ、

⁶⁵ 火災保険に関する前橋地沼田支判平成20年11月20日自保ジャ1820号179頁は、「一般に、冬季ともなれば、天候上の理由等により洗濯物を室外で干すよりはむしろ室内で干すことが行われ、その際、室内用の暖房機が利用されることは少なくない(…)。こうした事情を踏まえると、洗濯物を乾かす方法として反射式石油ストーブを利用し、それによって火災が発生した場合、当該行為者に火災発生についての一定程度の落度がある

全部免責という厳格な効果をもたらす重過失免責の適用範囲が不当に拡大することはないと考える。

エ かかる枠組みに従って判断すれば、「重大な過失」を肯定した裁判例①及び裁判例②の結論，否定した裁判例④の結論は，いずれも賛成できる。

これに対し，裁判例③は，上述のとおり，信義則・公序良俗の観点から「重大な過失」を限定的に解した上で，その該当性を否定しているが，上述の判断枠組みに従って判断すれば，「重大な過失」は肯定されるべき事案であったと考える。

以 上

と認めることができたとしても，当然には，その落度を重大な過失と評価するのは相当でない。」と述べている（結論として重過失を肯定）。高松高判平成 21 年 12 月 3 日自保ジャ 1839 号 158 頁も，「コンセントの周囲に可燃物が入った缶やウエス類を置いたり，長期間にわたってプラグをコンセントに差したままにしておくことが，火災発生の原因となり得る行為であることは否定し得ないものの，特に火災に対して用心深い人は除いて，一般通常人の平常生活においても時折見かけられる行為ということができるところは，経験則上認められるところである上，これらが原因となって火災が発生する危険性は，他の出火原因と比較しても特に高いものとは認め難いから，…重過失を基礎づける事情に当たるといふことはでき」ないと述べている（結論として重過失を否定）。